平成２９年（フ）第９９１号
神戸市兵庫区湊川町７丁目４番５―401号
債務者　西本　正義
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１００１号
神戸市長田区四番町８丁目12番地クルーセ長田駅前405号
債務者　岡本　恵美
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３８０号
沖縄県那覇市長田１丁目23番12号　グランドハイムはなぐすく205
債務者　新垣　美香
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第４９８号
熊本市東区健軍２丁目11番56―402号　ラカーサ神水
債務者　大田久留美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第６５号
熊本県八代市松崎町166番地１（201）
債務者　久保　優幸
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第７０７号
神奈川県平塚市南原３丁目２番22号　サンハイム笹尾２―202号
債務者　平坂　大樹
1　決定年月日時　平成29年12月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３７８号
沖縄県那覇市泊２丁目５番地８　具志堅方
債務者　風巻　瑞希
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１７０号
青森市浪館前田３丁目21番21号　フォレストハウス201号
債務者　成田　幸子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９９号
青森市柳川１丁目３番25―202号
債務者　高谷　里美
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２０４号
青森市蛍沢２丁目１番20号
債務者　安田　一史
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２０５号
青森市小柳５丁目14番10号　ハイツ・ホープVI102号
債務者　嶋中　瑞恵
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１９号
青森県弘前市大字賀田２丁目10番地３　市営住宅H棟
債務者　二本柳直哉
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第３５５号
大阪府枚方市宮之阪３丁目30番23―205号
債務者　小堀　　剛
1　決定年月日時　平成29年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３６４号
奈良県天理市南六条町572番地13
債務者　村田　朝子
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第８７号
山口県周南市大字長穂2566番地の２
債務者　山縣　清子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第９０号
山口県周南市泉原町10番１号　医療法人愛命会泉原病院、住民票上の住所山口県周南市清水町５番６号
債務者　田村恵津子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
山口地方裁判所周南支部